

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第8号

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた被保険者等に係る新潟県後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱（令和2年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月26日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山 秀幸



第1条中「並びに」を「及び」に改め、「及び第19条の2」を削る。

第2条第1号中「平成31年1月1日から令和元年12月31日まで」を「令和3年度分の保険料にあっては、令和2年1月1日から同年12月31日まで、令和2年度相当分の保険料にあっては、平成31年1月1日から令和元年12月31日まで」に改める。

第4条中「賦課期日が平成31年4月1日から令和3年3月31日までのものであって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に到来する普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）であるもの」を「令和3年度分の保険料及び令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和2年度相当分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの」に改める。

第5条第1項中「賦課期日が平成31年4月1日から令和3年3月31日までのものであって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に到来する普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）であるもの」を「令和3年度分の保険料及び令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和2年度相当分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの」に改める。

第6条中「令和3年」を「令和4年」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。